



活用業務届出書

東経企営第 12-130 号
平成 24 年 11 月 28 日

総務大臣
樽床 伸二 殿

郵便番号 163-8019

(ふりがな) とうきょうとしんじゅくくにしんじゅく

住 所 東京都新宿区西新宿三丁目 19 番 2 号

(ふりがな) ひがしにっぽんでんしんでんわかふしきがいしゃ

氏 名 東日本電信電話株式会社

やまむら まさゆき

代表取締役社長 山村 雅之

日本電信電話株式会社等に関する法律第二条第五項及び日本電信電話株式会社等に関する法律施行規則第二条の二の規定に基づき、別紙の業務について届出します。

(別紙)

1. 業務の内容

(1) 概要

東日本電信電話株式会社（以下「当社」という。）が、地域電気通信業務等を営むために保有する設備、技術及びその職員を活用し、コンテンツ・アプリケーション提供事業者等、当社のIP通信網サービス契約者、他の電気通信事業者（以下「他事業者」という。）の電気通信サービス契約者に対して、当社が当社のIP通信網（地域IP網及び次世代ネットワーク※を含む。以下同じ。）とは別個に構築または調達するサーバ設備によるコンテンツ配信向けサービスの役務提供及び当該サービスにおける当該サーバ設備とインターネットとの間の通信を可能にするために他事業者との合意に基づき、当社が公募により調達したインターネット接続回線区間の料金設定を行うものである。

また、本業務の設備概要は、添付資料1のとおりである。

※総基事第14号（平成15年2月19日）及び総基事第39号（平成20年2月25日）で認可された申請において規定する「地域IP網」及び「次世代ネットワーク」とする。

(2) 主な業務の実施方法

当社が構築または調達するサーバ設備及び当社が公募により調達したインターネット接続回線を組み合わせ、当社が地域電気通信業務等を営むために保有するIP通信網及び活用業務の認可（平成15年2月19日及び平成20年2月25日）等に係るISP接続機能を利用したISP事業者が提供するインターネット接続サービスであってIP通信網サービス契約者が契約したISP事業者のもの若しくは他事業者網及び他事業者の電気通信サービス契約者が契約したISP事業者が提供するインターネット接続サービス、またはその双方を介して、コンテンツ・アプリケーションの利用を可能とするコンテンツ配信向けサービスを、コンテンツ・アプリケーション提供事業者等、当社のIP通信網サービス契約者、他事業者の電気通信サービス契約者に対して提供する。

なお、当社が構築または調達するサーバ設備は、当社が公募により調達したインターネット接続回線を介して、インターネットに接続してコンテンツ配信向けサービスを提供するものであり、当社のIP通信網とは別個の設備であるとともに、当社のIP通信網固有の機能の利用は必須としない。

2. 業務の開始の日

平成25年1月7日（予定）

3. 業務の収支の見込み



なお、収支の前提となるサービスの収入算定・費用算定の考え方は添付資料2のとおり。

4. 所要資金の額及びその調達方法

(1) 所要資金



(2) 調達方法

内部資金による。

5. 業務を営む理由

IP化・ブロードバンド化の進展やスマートフォンの拡大、無線端末・タブレット型端末等のデバイスの多様化とともに、コンテンツ・アプリケーションの配信サービス等のインターネットを活用した新たなサービスが拡大しており、ブロードバンドサービスへのニーズの高度化・多様化が進んでいる。

特にコンテンツ・アプリケーションの配信サービスについては、映像等のコンテンツや、電子書籍、セキュリティソフト、料理レシピ等のアプリケーションの利用に加え、企業や自治体等においても、デジタルサイネージ等の広告での活用、さらには地域住民向けの情報配信や議会中継、イベント中継等の幅広い分野において、コンテンツ・アプリケーション提供事業者等がサーバ設備を介して様々なサービスを既に提供しており、個人法人を問わず、広く普及している。

このような市場環境において、コンテンツ・アプリケーション提供事業者等から当社に対しても、様々な通信サービスやデバイスの利用者に対してコ

コンテンツ・アプリケーションを配信したいという提供ニーズが高まっており、“より高速で快適”、“安心・安全”、“いつでもどこでも何でもつながる”ブロードバンド環境の充実に向けて、インターネット接続回線上のサーバ設備を利用したコンテンツ配信向けサービス（仮称）の提供をはじめとして、当社がIP通信網により提供しているコンテンツ配信向けサービスと同種のサービスを、当社が公募により調達したインターネット回線を介して、インターネットに接続して、コンテンツ・アプリケーション提供事業者、当社のIP通信網サービス契約者、他事業者の電気通信サービス契約者等に対して提供し、ICT利活用の促進や地域の活性化等に寄与するものである。

6. 活用しようとする設備、技術及び職員の概要

(1) 設備

現在、IP通信網サービスの提供業務を営むために保有する中継系伝送路設備、中継系交換設備（ルータ）、端末系伝送路設備、端末系交換設備（ルータ）、各種サーバ設備

本業務を実施することにより、トラフィック増等が発生し地域電気通信業務等に影響が生じるおそれがある場合には、必要な設備増設等を図ることとし、地域電気通信業務等に影響が生じないように対処する考えである。

なお、本業務の設備概要は、添付資料1のとおりである。

(2) 技術

現在、IP通信網サービスの提供業務を営むために保有する技術。

(3) 職員

現在、IP通信網サービスの提供業務を行う組織に所属する社員。

7. 電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内で営むために講ずる具体的な措置

本業務を営むにあたって、他事業者が当社と同様の業務を実施する上で重要かつ不可欠な要素について、以下のとおり、両者間の同等性を確保するために必要な措置を講ずることとする。

(1) ネットワークのオープン化

本業務に用いる設備は、市販で調達可能なサーバ設備等の通信機器を用いて構築できるものであり、当社が公募により調達するインターネット

ト接続回線と同様の回線を組み合わせ、既存の当社のIP通信網及び活用業務の認可（平成15年2月19日及び平成20年2月25日）等に係るISP接続機能を利用したISP事業者が提供するインターネット接続サービスであってIP通信網サービス契約者が契約したISP事業者のもの若しくは他事業者網及び他事業者の電気通信サービス契約者が契約したISP事業者が提供するインターネット接続サービス、またはその双方を介して、他事業者も同様に提供可能なものである。

また、本業務を提供するサーバ設備は当社のIP通信網とは別個に構築または調達するものである。インターネット接続回線の調達においては、接続事業者の選定にあたり、透明性・公平性を確保する観点から、公募により調達を実施している。

さらに、他事業者から現在想定できないような具体的な接続を要望された場合等には、提供条件を提示した上で当該事業者との協議を行い、接続した場合には、必要に応じて当該接続条件をオープンにしていく考えである。

なお、本業務において地域IP網及び次世代ネットワークを用いる場合であっても、これらのネットワークは、既に接続約款において、接続料を設定し、接続に必要なインタフェース条件を開示する等、十分なオープン化措置を講じていることに加え、他事業者が市販で調達可能なルータ等の局内装置を用い当社と同様のネットワークを構築しようとする際に、必要となる中継光ファイバや電柱、管路、局舎コロケーション等の提供条件については、既に接続約款に規定する等のオープン化措置によって、他事業者は同様の業務の提供が可能であり、接続等の迅速性・公平性は確保されているものとする。

(2) ネットワーク情報の開示

本業務の実施にあたっては、当社が構築または調達するサーバ設備、当社が公募により調達したインターネット接続回線を組み合わせ、当社が地域電気通信業務等を営むために保有するIP通信網及び活用業務の認可（平成15年2月19日及び平成20年2月25日）等に係るISP接続機能を利用したISP事業者が提供するインターネット接続サービスであってIP通信網サービス契約者が契約したISP事業者のもの若しくは他事業者網及び他事業者の電気通信サービス契約者が契約したISP事業者が提供するインターネット接続サービス、またはその双方を介して行うものであり、サーバ設備との接続条件については、インターネット接続回線の公募調達においてインタフェース条件等を開示しているものである。

また、他事業者から現在想定できないような具体的な接続を要望された場合等には、他事業者の要望を踏まえ、迅速かつ合理的な価格（個別の費用負担を求めないものを含む。）で、必要不可欠なネットワーク情報の提供を行う考えである。

なお、本業務において地域IP網及び次世代ネットワークを用いる場合であっても、これらのネットワークは、接続に必要なインターフェース条件を既に接続約款に規定済みである。今後とも国際的な標準化動向や機能の装置への実装状況、お客様ニーズを踏まえ、サービス追加に合わせてインターフェース条件等を開示するとともに、相互接続性を確保するよう必要なネットワーク情報を開示していく考えである。

（3）必要不可欠な情報へのアクセスの同等性確保

本業務の実施にあたっては、当社が構築または調達するサーバ設備、当社が公募により調達したインターネット接続回線を組み合わせ、当社が地域電気通信業務等を営むために保有するIP通信網及び活用業務の認可（平成15年2月19日及び平成20年2月25日）等に係るISP接続機能を利用したISP事業者が提供するインターネット接続サービスであってIP通信網サービス契約者が契約したISP事業者のもの若しくは他事業者網及び他事業者の電気通信サービス契約者が契約したISP事業者が提供するインターネット接続サービス、またはその双方を介して行うものであり、他事業者が本業務と同様のサービスを実現する場合、当社の保有する情報の中に新たに必要不可欠となる情報は無いと考える。

なお、他事業者から現在想定できないような具体的な接続を要望された場合等には、他事業者の要望を踏まえ、必要不可欠な情報へのアクセスの同等性の確保に努める考えである。

（4）営業面でのファイアーウォール

従来から、営業面でのファイアーウォールについては、以下のとおり所要の措置を講じており、本業務の実施にあたっては公正な競争が阻害されることのないよう配慮することとし、営業面でのファイアーウォールを確保していく考えである。

- ① 本社や支店において、設備部門と設備部門以外の組織は別々の組織として設置しており、接続の業務を通じて知り得た情報を目的外に利用することがないように、本社からの通達、社員用マニュアル、社員向け説明会等により徹底した指導を実施している。

また、電気通信事業法の改正（平成23年11月30日施行）を踏まえ、禁止行為規定遵守措置等報告書（平成24年6月29日）

に記載のとおり、顧客情報管理システムへの適正なアクセス権限の設定、社内規程・委託契約の整備や運用ルールの見直し、監査・監督体制の強化等を通じ、情報セキュリティ及び法令遵守の一層の徹底を図っている。

② 電話の業務で取得した顧客情報については、公正競争の確保及び顧客情報保護の徹底を図るため、以下の内容について本社からの通達、社員用マニュアル、社員向け説明会等により徹底した指導を実施している。

i) お客様情報を他事業者と競合する業務に関し不適切に流用しないこと。

ii) 出力した情報は使用後に廃棄処理すること。

iii) ID管理により顧客情報管理システムの操作が可能な社員を限定すること。

等

なお、公正競争を阻害することが明らかな場合には既存サービスとのバンドルサービスの提供を差し控える考えである。

本業務の営業活動を子会社等に委託する場合にあたっては、自ら営業活動を行う場合と同様に、当該子会社等を通じた営業活動においてもファイアーウォールを確保するため、顧客情報等の厳格な取扱いについて指導することとする。

(5) 不当な内部相互補助の防止（会計分離等）

本業務に関する収支については、電気通信事業会計規則に準じた配賦計算を行うことにより、他の電気通信役務に関する会計と分計する考えである。

また、コスト配分については、電気通信事業会計規則に準じた費用配賦を行う考えである。

なお、営業活動等に係る費用については、自らの子会社等に委託する場合を含め、原則、直接賦課の方法による費用配賦を行い、それが不可能な場合においても、商品別の稼働時間、取扱件数、新規獲得件数等に基づいた適切な配賦基準により、その他のサービスに係る営業費用と分計する考えである。

さらに、本業務の利用者料金に関しては、設備コスト及び営業費（顧客獲得に要するコストを除く。）の合計額を上回るよう設定し、競争阻害的な料金設定とならないようにする考えである。

(6) 関連事業者の公平な取扱い

本業務の実施にあたっては、当社が構築または調達するサーバ設備、当社が公募により調達したインターネット接続回線を組み合わせ、当社が地域電気通信業務等を営むために保有するIP通信網及び活用業務の認可（平成15年2月19日及び平成20年2月25日）等に係るISP接続機能を利用したISP事業者が提供するインターネット接続サービスであってIP通信網サービス契約者が契約したISP事業者のもの若しくは他事業者網及び他事業者の電気通信サービス契約者が契約したISP事業者が提供するインターネット接続サービス、またはその双方を介してコンテンツ配信向けサービスを行うものであり、サービス提供に際しては、オープンな接続性を確保し、十分な情報提供に努めるとともに、コンテンツ・アプリケーション提供事業者を公平に取り扱うことにより、関連事業者の公平な取扱いを確保する考えである。また、サーバ設備の接続条件については、インターネット接続回線の公募調達においてインタフェース条件等を開示しており、関連事業者の公平な取扱いを確保している。

また、本業務を営む上で、「NTT東西の活用業務に係る公正競争ガイドライン」に規定されている他の市場支配的な電気通信事業者との接続は当面予定していない。今後、「NTT東西の活用業務に係る公正競争ガイドライン」に規定されている他の市場支配的な電気通信事業者との接続を行う場合においては、接続約款の規定に基づき接続する等、他事業者との接続と同等の条件で行うこととし、公平性の確保に努める考えである。

なお、本業務において地域IP網及び次世代ネットワークを用いる場合であっても、これらのネットワークは、接続に必要なインタフェース条件を既に接続約款に規定済みであることから、関連事業者の取扱いに関する公平性は確保されている。

（7）実施状況等の報告

（1）～（6）の各種措置の実施状況・収支状況・利用状況については、毎事業年度経過後6ヶ月以内に総務大臣に報告し、これを公表する考えである。

なお、報告資料のうち、費用（収益）項目一覧、インターネット接続回線調達の募集案内及び社内文書・規程類等については、それぞれ以下の理由により非公表とする。

- ・費用（収益）項目一覧：経営上の秘密に属する情報に該当するため。
- ・インターネット接続回線調達の募集案内：公表することにより、通信設備の位置等が公となり、不正侵入の目標にされる可能性が高まることでサービスの安全が脅かされる恐れがあること、また、サービスの

技術仕様、運営体制等が明らかになることで不正侵入への脆弱性を高める恐れがあること等、通信の安全が脅かされるおそれがあるため。なお、公募調達時においても他事業者に対して利用目的を限定した守秘契約を結んだ上で、個別に開示している。

- ・社内文書・規程類等の一部：コーポレートガバナンスを構築する上でノウハウの保持が必要なため。また、公表することにより悪意の第三者による違法若しくは不当な行為を容易にし、またはその発見を困難にするおそれがあるため。

以上の措置を講ずることにより、当社は、電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内で本業務を営む考えである。

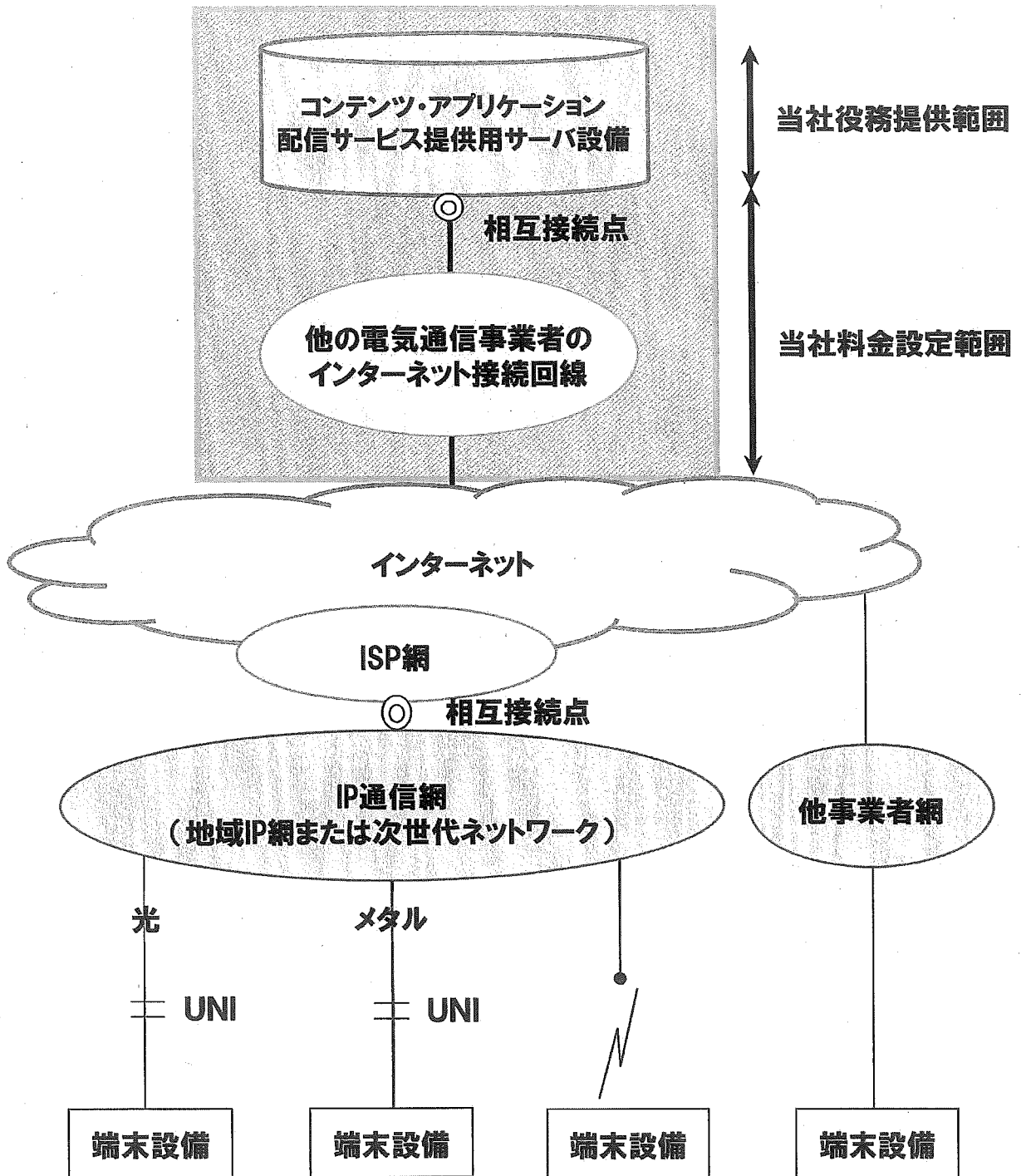
添付資料

1. インターネット接続回線上のサーバ設備を利用したコンテンツ・アプリケーション配信サービスの設備概要
2. 収支算定・費用算定の考え方

1. インターネット接続回線上のサーバ設備を利用したコンテンツ・アプリケーション配信サービスの設備概要



: 網掛部分が本活用業務の対象範囲



※UNI(User-Network Interface)・・・ユーザ(端末機器)とネットワークを接続するためのインタフェース。

2. 収支算定・費用算定の考え方


【収入】

算定方法	
	インターネット接続回線上のサーバ設備を利用したコンテンツ・アプリケーション配信サービスの料金額相当に需要数を乗じて算定

【費用】

	算定方法
他の電気通信事業者のインターネット接続回線	公募により選定した事業者への支払いAC
コンテンツ・アプリケーション配信サービス提供用サーバ設備	必要となる装置のコストを計上
営業費	対象サービスの提供に必要な営業費

【収支対象範囲】

 : 網掛部分が本収支の対象範囲

